

次の市税にかかる書類を次の方に送達すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものと見なされます。

千葉市長 神谷 俊一

[illegible]